

令和6年9月9日

貨物運送事業者に対する事業停止処分について

下記事業者に対して、令和5年12月8日に一般監査を実施したところ1項目の違反が判明し、事業停止処分に該当する内容であったため、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分年月日

令和6年8月28日

2. 事業者の氏名又は名称及び営業所の名称

事業者の氏名：有限会社 大崎運送

営業所の名称：本社営業所

3. 事業者及び営業所の所在地

事業者の住所：長崎県西海市大島町1894番地7 島ハイツ105

営業所の位置：長崎県西海市大島町1894番地7 島ハイツ105

4. 行政処分等の内容

本社営業所の事業停止30日間

5. 違反行為及び違反条項

①一般貨物自動車運送事業者の名義を他人に利用させていた。

(貨物自動車運送事業法第27条第1項)

※事業停止30日間は以下基準を適用。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(抜粋)

5(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。

⑥法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

事業停止30日＝30点であり、当該行政処分により付された違反点数は30点。(当該事業者の累積点数も同様)

【 お問合せ先 】

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：西山、十時

電話 092-472-2529

